

令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 袋井市地域公共交通会議
住 所 袋井市新屋一丁目 1 番地の 1
代 表 者 氏 名 会長

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和6年6月 日

(名称) 袋井市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

袋井市においては、市域を南北に縦断する幹線交通である秋葉バスの「秋葉線・秋葉中遠線」を軸に、市域内に各公共交通網を形成しています。地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統）に係る路線は、次のとおりです。

(1) 自主運行バス（袋井駅・中東遠総合医療センター線）

平成25年5月、掛川市に立地する中東遠総合医療センターの開院に伴い、運転免許を持たない高齢者等の交通弱者が中東遠総合医療センターへ通院できるよう、地域内フィーダー系統として整備しました。

地域内フィーダー系統は、袋井市（袋井駅、愛野駅、バス停等）から中東遠総合医療センターへ向かう路線であり、交通弱者の移動手段を確保するため、路線維持に努めています。

令和3年4月からは一部経路を変更し、高校生の利用促進と運行効率化を図っています。

(2) デマンドタクシー（宇刈地区、浅羽南地区、浅羽西地区）

袋井市の宇刈地区、浅羽南地区において、平成28年10月から平成29年9月までの試行運行を経て、地域や利用者の意見を反映して、平成29年10月から本運行を開始し、令和3年4月からは、自主運行バスの運行経路見直しに伴い、浅羽西地区の一部においても運行を開始しました。

デマンドタクシーは、車両が利用者の自宅まで迎えに来てくれることが最大の特徴であり、高齢者や身体障害者などの交通弱者の利用があることから、今後も引き続き、交通結節点（バス停）への移動手段確保に努めています。

(3) 袋井東地区タクシー

袋井市の袋井東地区において、令和5年度からの実証運行を経て、令和6年4月から本格運行を開始しました。

地域で運営する組織が主体となり、地域、交通事業者及び市の連携と協働により、日中の時間帯の一般乗用タクシーを活用して、市域外縁部における日中の高齢者等の移動手段を確保するもので、高齢者など交通弱者の買物や通院などの移動を担うとともに、交通事業者の日中の需要確保に寄与するものです。

令和3年3月に策定した「袋井市地域公共交通計画」に基づく事業を推進し、市内公共交通の確保に努めているところですが、いずれの路線も本市や運行事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持することで、市民の生活交通手段を存続させていくことが必要であります。

※ 「(1) 自主運行バス（袋井駅・中東遠総合医療センター線）」、「(2) デマンドタクシー（宇刈地区、浅羽南地区、浅羽西地区）」については、生活交通確保維持改善計画によって認定を受けており、参考として記載しております。

今回は、「(3) 袋井東地区タクシー」に関する内容について認定を受けるための申請となります。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ア 自主運行バス（袋井駅・中東遠総合医療センター線）
1日あたりの利用者数を52.0人とします。（前回R5目標値47.5人/日）
- イ デマンドタクシー（宇刈地区）
1日あたりの利用者数を2.7人とします。（前回R5目標値3.0人/日）
- ウ デマンドタクシー（浅羽南地区）
1日あたりの利用者数を3.1人とします。（前回R5目標値3.1人/日）
- エ デマンドタクシー（浅羽西地区）
1日あたりの利用者数を1.7人とします。（前回R5目標値1.9人/日）
- オ 袋井東地区タクシー
1日あたりの運行回数を7.5回とします。（R5試験運行実績7.5回/日）

(2) 事業の効果

- ア 自主運行バス（袋井駅・中東遠総合医療センター線）
この路線の設置により、運転免許を持たない高齢者等、交通弱者の、都市拠点（袋井駅）等から中東遠総合医療センターへの交通手段確保に寄与するとともに、路線沿線にある高校への通学のための交通手段確保に寄与します。
- イ デマンドタクシー（宇刈地区、浅羽南地区、浅羽西地区）
このタクシーの設置により、交通結節点（バス停）を結び、地域間幹線系統への交通手段確保に寄与します。
- ウ 袋井東地区タクシー
このタクシーの設置により、交通結節点（バス停）を結び、地域間幹線系統への交通手段確保に寄与します。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 自主運行バス及びデマンドタクシーの時刻表（路線図）を市ホームページに掲載するとともに沿線施設（公共施設、医療機関、商業施設など）に配架し周知します。＜袋井市＞
- ・ 自主運行バス及びデマンドタクシーの利用状況や利用方法等の情報を市内各地区で説明します。＜袋井市＞
- ・ 学生の通学や他の公共交通機関との接続、利用者の声を考慮し、ダイヤの改正や路線の変更等を検討します。＜袋井市、運行事業者＞

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添 表1 及び時刻表等により記載しています。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
(1) 自主運行バス（袋井駅・中東遠総合医療センター線） 運行事業者の運行経費に対し、運行収入および国庫補助金を差し引いた欠損額分を市が負担する。 (2) デマンドタクシー（宇刈地区、浅羽南地区、浅羽西地区） 運行事業者の運行経費に対し、運行収入および国庫補助金を差し引いた額を市が負担する。 (3) 袋井東地区タクシー 運行事業者の乗用タクシー運賃に対し、運賃低廉化（利用者負担が500円とする）に要する経費および国庫補助金を差し引いた額を市が負担する。 また、地域で運営する組織の運営経費約102,000円（見込）を市が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 利用者数及び運行回数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・ 乗降調査、またはOD調査 ・ 利用者アンケート、または聞き取り調査 ・ 運行地域へのヒアリング（自治会連合会等）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※ 該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※ 該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※ 該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添 表5により記載しています。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和4年6月2日の協議会において、地域内フィーダー系統確保維持計画の内容を承認しました。
- ・ 令和4年12月21日の協議会において、地域内フィーダー系統確保維持計画（変更）の内容を承認しました。
- ・ 令和5年5月31日の協議会において、地域内フィーダー系統確保維持計画の内容を承認しました。
- ・ 令和6年5月31日の協議会において、地域公共交通計画（本体及び別紙）の内容を承認しました。（令和6年度事業分変更に伴う連動化対応）【予定】
- ・ 令和6年5月31日の協議会において、地域公共交通計画（別紙）（令和7年度事業分）の内容を承認しました。【予定】

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 令和3年3月に袋井市地域公共交通計画を策定し、課題抽出を行うとともに方針の明確化を図りました。
また、令和3年4月から、袋井駅・中東遠総合医療センター線の運行経路を変更し、高校生の利用促進と運行の効率化を図るとともに、デマンドタクシーの山梨・中東遠総合医療センター線及び浅羽・中東遠総合医療センター線の停留所を一部変更しました。
- ・ 令和5年4月から、利用が限られていたデマンドタクシーの山梨・中東遠総合医療センター線及び浅羽・中東遠総合医療センター線を廃止するとともに、袋井駅・中東遠総合医療センター線への乗り継ぎが可能となるよう、デマンドタクシーの宇刈地区・浅羽南地区・浅羽西地区について、目的地に袋井駅を追加しました。
また、袋井駅・中東遠総合医療センター線に、地域要望をもとに停留所を追加しました。
- ・ 令和6年3月から、デマンドタクシーの利用者登録申請に係る手続きの利便性向上のため、電子申請による受付を開始しました。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 袋井市新屋一丁目1番地の1

(所 属) 袋井市 総務部 協働まちづくり課 交通政策係

(氏 名)

(電 話) 0538-44-3125

(e-mail) shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

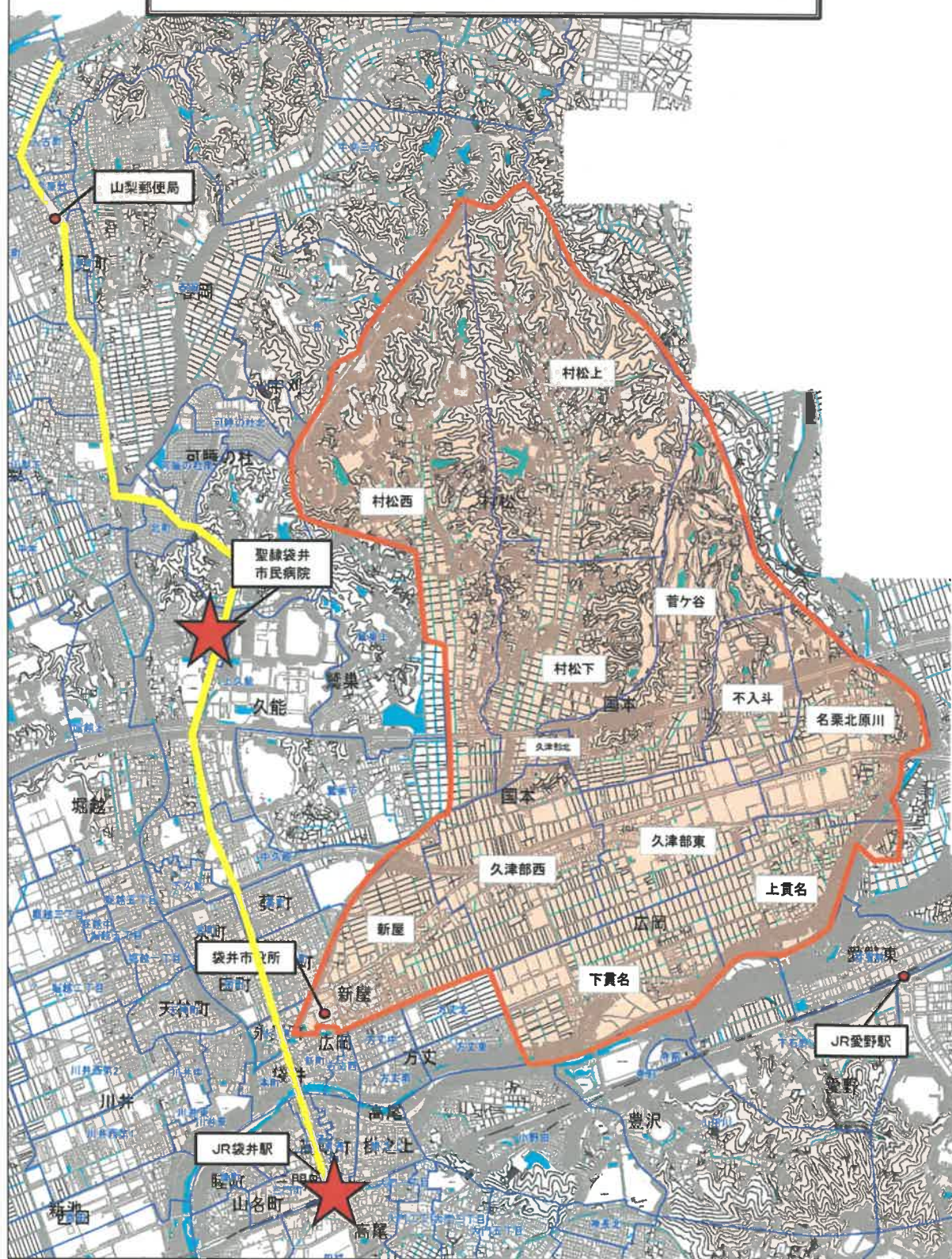
6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
袋井市	袋井交通株式会社、 袋井タクシー株式会社	(5) 袋井東地区タクシー(申請 番号5)		袋井東 地区		往 km 復 km	124日	930回		乗用タクシー	①	袋井駅停留所及び聖隷袋 井市民病院停留所で地域 間幹線系統「秋葉中還線」 と接続	①

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

袋井東地区タクシー対象地域



- ： 地域間幹線
- ★： 幹線との接続ポイント

路線定期運行の計画運行回数の算定方法

袋井駅・中東遠総合医療センター線

$$\begin{array}{rcll} \text{計画運行日数(平日のみ(土日祝年末年始除く日数))} & \text{運行回数/日(往復)} & & \\ 243 \times & 12 = & & 2,916 \end{array}$$

デマンドタクシーの計画運行回数の算定方法

宇刈

$$\begin{array}{rcll} \text{1日当たりの利用者数(R5実績値)} & \text{計画運行日数} & \text{乗合率(固定値)} & \\ 2.6 \times & 243 \div & 1.2 = & 526 \end{array}$$

浅羽南

$$\begin{array}{rcll} \text{1日当たりの利用者数(R5実績値)} & \text{計画運行日数} & \text{乗合率(固定値)} & \\ 3.3 \times & 243 \div & 1.2 = & 668 \end{array}$$

浅羽西

$$\begin{array}{rcll} \text{1日当たりの利用者数(R5実績値)} & \text{計画運行日数} & \text{乗合率(固定値)} & \\ 2.1 \times & 243 \div & 1.2 = & 425 \end{array}$$

袋井東地区タクシーの計画運行回数の算定方法

$$\begin{array}{rcll} \text{1日当たりの運行回数(R5実績値※)} & \text{計画運行日数} & & \\ 7.5 \times & 124 & = & 930 \end{array}$$

※R5年4月～R6年3月の試験運行実績

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	袋井市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	68,898
交通不便地域等	5,633

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
5,633	袋井東地区	

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
袋井市地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(リ)に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)